

Q & A

令和4年9月1日現在

この「Q&A」は、県産木材価格高騰対策事業の助成金交付申請等の手続きを行う際の取扱等をまとめたものです。

Q 1 助成金申請書において、1工務店ごとの上限件数はありますか。

1工務店ごとの申請件数の上限はありません。ただし、年間予算の範囲内となります。

Q 2 モデル住宅は助成対象となりますか。

モデル住宅は、助成金の還元対象となる建築主がおらず、合意書の作成ができないため、助成対象外となります。

Q 3 建築主への助成金の還元方法に指定はありますか？

還元方法、内容は問いません。助成要領第13に基づき、建築主との間に合意書を作成し、助成金額相当を建築主に対して還元してください。

Q 4 木材使用量の30%以上の単位は、立米ですか？

立米です。

Q 5 工事請負契約済の住宅は対象になりますか？

助成決定通知発出前に工事契約済の住宅は、助成の対象となりません。

Q 6 「ひょうごの木の家」設計支援事業で県産木材納材証明等の書類を提出済であっても、再度提出する必要がありますか？

下記提出資料については、提出を簡略化することが可能です。

- ・様式第5号別紙のうち県産木材納材証明書
 - ・様式第8号提出資料のうち県産木材納材証明書
 - ・様式第8号提出資料のうち県産木材使用状況報告 様式第8号別表
- (その1～7) →提出を免除

Q 7 国、兵庫県、県内市町等が実施する他の補助金等との併用は可能ですか？

併用する他の補助金に国庫補助金が含まれていないこと。かつ下記①目的、②補助対象経費、③補助対象者のいずれかが本事業と重複しない場合は、併用可能です。

〔本事業〕

- ①目的：住宅における県産木材の需要喚起
- ②補助対象経費：新設木造住宅の建築費
- ③補助対象者：兵庫県内に事業所又は事務所を置いており、建設業法その他法令を遵守している建設業者

Q 8 助成金申請後に予定していた木材の使用量等が変わってしまったのですが、変更の手続きは必要ですか？

助成要領第8に該当する場合は、すみやかに変更手続きが必要です。

(参考)

第8 助成金の変更

助成金申請者は、助成を受けようとする住宅について、下記に該当する場合は、すみやかに助成金変更申請書(様式第3号)をサポートセンターに提出しなければならない。

- (1) 助成金申請案件の変更及び廃止
- (2) 助成金決定を受けた住宅が助成要件に合致しなくなったとき

Q 9 建築主は法人でも申請できますか？

建築主とは自ら居住する住宅であり、本制度の趣旨等より個人を対象としていますので、法人での申請や事業用施設は対象外となります。

Q 10 建売住宅は対象となりますか？

建売住宅は工事契約ではなく売買契約ですので対象外となります。

Q 11 増築は申請できますか？

申請できます。但し、新設木造住宅以外はリフォームとなります。

Q 1 2 リフォームの県産木材利用 3 0 m²以上に下地材は含まれますか？

リフォームは内装（床、天井、壁等）で 3 0 m²以上の県産木材の利用となりますので、下地材や構造材等は含まれません。

Q 1 3 実績報告時に県産木材納材証明書の提出が困難な場合、納材店の木拾い表が必要ですか？

木材使用割合を確認するため、納材店が作成した木拾い表等が必要となります。